

令和5年第4回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和5年4月14日（金） 午前9時30分～午前10時30分

場 所：芦北町地域活性化センター2階大会議室

○農業委員

（出席：9名）

1 番：中川 光春	2 番：道園 浩二	3 番：田口 昭広
5 番：尾上 春樹	7 番：塚本 壽	8 番：山田 和治
9 番：寺本 真理子	10 番：井川 輝征	11 番：片山 幸弘

（欠席：2名）

4 番：小島 政文	6 番：告宮 幸一
-----------	-----------

○農地利用最適化推進委員

（出席：11名）

1 番：本郷 昭博	2 番：牧 正徳	3 番：松岡 哲治
4 番：矢野 解光	5 番：田口 宗一	7 番：宮島 正文
9 番：藤井 雅史	10 番：小崎 良一	11 番：木川 保
14 番：草野 義雄	15 番：洲上 米作	

（欠席：4名）

6 番：下崎 省一	8 番：坂口 恵美子	12 番：一川 清
13 番：西村 隆		

○農業委員会事務局：3名

事務局長：梶 浩之 事務局次長：福田 鉄也

係 長：大浪 和典

（欠席：1名）

主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1	承認第 1 号	職員を任免することの承認について
日程第2	報告第 5 号	農地使用貸借権の合意解約の届出について
日程第3	報告第 6 号	農地法施行規則第25条の規定による届出について
日程第4	報告第 7 号	農地法施行規則第53条の規定による届出について
日程第5	議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第14号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第7	議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第8	議案第16号	農用地利用集積計画の審議について

日程第9 議案第17号 芦北町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について

日程第10 議案第18号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和5年第4回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、4番の〇〇委員、6番の〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、1番〇〇委員、2番〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 承認第1号「職員を任免することの承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 承認第1号、職員を任免することの承認について。 芦北町農業委員会規則第3条第1項第6号の規定により、下記のとおり職員を任免したので、同規則第7条第2項の規定により承認を求めるものです。 〇〇 〇〇、芦北町農業委員会事務局次長を免ずる。 〇〇 〇〇、芦北町農業委員会事務局 農業委員会主事を免ずる。 〇〇 〇〇、芦北町農業委員会事務局次長を命ずる。 〇〇 〇〇、芦北町農業委員会事務局 農業委員会主事を命ずる。 以上、令和4年4月1日付けです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 承認第1号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 承認第1号「職員を任免することの承認について」異議ありませんか。 (異議なし)

	異議なしということですので、承認第１号については、原案のとおり決定しました。 それでは、職員の任命が承認されましたので、事務局次長にあいさつをお願いします。 （事務局次長あいさつ…） 次に、事務局員からの挨拶ですが、本日は職員研修に参加しておりますので、次回の総会時に改めて挨拶をお願いしたいと思います。事務局からの説明が終わりました。 皆様よろしくお願いいたします。 次に、報告第５号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の２ページをお願いします。 報告第５号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。 農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 １番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。 ２番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。 ３番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。 議案書の３ページをお願いします。 ４番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。 ５番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。 ６番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第５号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしということですので、報告第５号については、これで終わります。 次に、報告第６号「農地法施行規則第２５条の規定による届出について」を

	議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の４ページをお願いします。 報告第６号、農地法施行規則第２５条の規定による届出について。 農地法施行規則第２５条の規定による届出が、下記のとおり提出されたので、報告するものです。 １番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、保安林です。 これは、熊本県より行われました、森林法第４１条による保安施設事業（治山事業）の実施に伴う保安林の指定になります。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第６号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしということですので、報告第６号については、これで終わります。 次に、報告第７号「農地法施行規則第５３条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の５ページをお願いします。 報告第７号、農地法施行規則第５３条の規定による届出について。 農地法施行規則第５３条第５項の規定による届出が、下記のとおり通知されたので、報告するものです。 １番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。転用目的は、災害復旧事業用地です。 これは、芦北町による町道佐敷太郎線の災害復旧事業に伴う事業用地への転用となります。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第７号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） 質疑なしということですので、報告第７号については、これで終わります。 次に、議案第１３号「農地法第３条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の６ページをお願いします。 議案第１３号、農地法第３条の規定による許可申請書審議について。 農地法第３条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会

の議決を求めるものです。

所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、町立田浦中学校の南東側、約100mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっていますが、譲り受けた後は畑へ形状変更を行い、柑橘を栽培する計画です。

総会資料の2ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は平成元年より父から相続した当該土地の管理を行っていたが、町外に居住地を写し、適正に農地を管理することが困難になったため、譲渡する。譲受人は、当該土地の近隣に居住しており、柑橘栽培の規模拡大を図る。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、横居木農村公園の南東側、約200mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在、水稻が栽培されており、譲り受けた後も引き続き適正に管理するということです。

総会資料の4ページをお願いします。

契約の種類は譲渡です。なお、本件及び所有権移転の部3番との農地の交換になります。

申請理由ですが、譲渡人は営農条件が良い農地と交換するため当該土地を譲り渡す。譲受人も営農条件が良い農地を譲り受ける。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、横居木農村公園の東側、約700mの2筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、2筆とも休耕地となっており、譲り受けた後は地目が田である1筆は形状変更を行い、地目が畑である1筆と合わせて梅や栗等を植栽し、適正に管理するということでした。

総会資料の6ページをお願いします。

契約の種類は譲渡です。なお、本件及び所有権移転の2番との農地の交換になります。

申請理由ですが、譲渡人は営農条件が良い農地と交換するため当該土地を譲り渡す。譲受人も営農条件が良い農地を譲り受ける。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書の7ページをお願いします。

4番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の7ページ、8ページ、9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、花岡東公民館の南西側、約350mの場所を含めた7筆です。

現地確認ですが、字渕本、字村前にある4筆は現在、田として利用されており、字浦田の3筆は休耕地です。譲り受けた後は引き続き栽培を行い、適正に管理するということでした。

総会資料の10ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。

申請理由ですが、譲渡人は、高齢となったため、後継者である譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人から生前贈与を受け、農業経営を行うということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

5番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の11ページ、12ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、八幡農村公園の南側、約250mの場所を含めた4筆になります。

現地確認ですが、申請地は現在、田として利用されており、譲り受けた後も引き続き栽培を行い、適正に管理するということでした。

総会資料の１３ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。

申請理由ですが、譲渡人は、高齢となったため、後継者である譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人から生前贈与を受け、農業経営を行うということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

６番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の１４ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、市野瀬公民館の北東側、約１５０ｍの２筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、譲り受けた後は栗を栽培し、適正に管理するというものでした。

総会資料の１５ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により耕作困難となったため、譲受人に譲り渡す。譲受人は、隣接地を耕作管理しており、譲渡人の要望もあるため譲り受ける。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

７番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の１６ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、豊岡農村公園が所在する土地を含む２筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、１筆は豊岡農村公園として利用されており、引き続き公園として利用してもらい、１筆は畑として利用されているので、引き続き耕作を行い、適正に管理するというものでした。

総会資料の１７ページをお願いします。

契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は、相続により取得した当該土地について、有効に利用してもらうため、譲受人に譲り渡す。譲受人は、譲渡人意向もあり、居住地の近くである当該土地を譲り受け、適正に管理する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由

	ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 8番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の18ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、町立内野小学校の東側、約150mの場所です。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっており、譲り受けた後は、琵琶や季節野菜などを栽培し、適正に管理するということでした。 総会資料の19ページをお願いします。 契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は、水路の設置の関係で町有地となっていた当該土地について、譲受人の住宅に隣接する当該土地を有効利用してもらうため譲受人に払い下げる。譲受人は、譲渡人意向もあり、住宅に隣接する当該土地を譲り受け、適正に管理する。ということです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番、2番、3番の案件につきましては、私が担当委員ですので、説明いたします。 1番の案件につきましては、譲渡人は以前、農業をされていましたが、八代市に住居を移され、譲受人に譲り渡すとのことで、別に問題は無いと思います。2番、3番の案件につきましては、譲渡人、譲受人は叔父と甥の関係で、それぞれの土地を交換することは非常に都合の良いことだと思い、別に問題は無いと思います。 続いて、担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局、議長が言われたとおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	次に、4番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局と〇〇推進委員と現地を見に行ってきました。生前贈与ということで別に問題は無いと思います。事務局の説明どおりです、よろしくをお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。

〇〇推進委員	事務局と〇〇委員の説明通り問題は無いと思われます。よろしくお願いします。
議長	次に、5番の案件を7番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明どおりです、よろしくお願いします。
議長	次に、6番の案件を5番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	10日の日に事務局と〇〇推進委員と4人で現地を確認しました。適正に管理されており、特に問題はないと思います。
議長	次に、7番、8番の案件を、本日、〇〇委員と〇〇推進委員が欠席されておりますので、10番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局と一緒に現地確認を行っております。7番、8番、事務局から説明があったとおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第13号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 5番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。 6番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。

	7 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、7 番については、原案のとおり決定しました。 8 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、8 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 14 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 8 ページをお願いします。 議案第 14 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用目的は、植林です。 総会資料の 20 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、山神集落センターの南西側、約 550 m の場所を含めた 2 筆です。 現地確認ですが、申請地周辺に農地は存在しますが、休耕地が多く、原野化しており、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の 21 ページをお願いします。事業計画図を載せています。 排水は雨水のみで、自然透水となります。 総会資料の 22 ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地の広がり約 2.7 ha です。 総会資料の 23 ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり約 10 ha 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、申請人は、水稻栽培を行ってきたが、周囲の山林化による猪害や日照不足等で生産性が低下したため耕作を断念し、杉等を植林し、山林として管理することです。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

	2 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用目的は、植林です。 総会資料の 2 4 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、山神集落センターの南西側、約 5 5 0 m の場所です。 現地確認ですが、申請地周辺に農地は存在しますが、休耕地が多く、原野化しており、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の 2 5 ページをお願いします。事業計画書を載せています。 現地確認後、申請者に確認しましたが、排水は雨水のみで、自然透水となります。 総会資料の 2 6 ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地の広がりとは約 2. 7 h a です。 総会資料の 2 7 ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりとは 1 0 h a 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、申請人は、耕作管理を行ってきたが、周囲の山林化による猪害や日照不足等で生産性が低下したため耕作を断念し、杉等を植林し、山林として管理するとのこと。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番及び 2 番の案件を 1 0 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	ただいま事務局から説明がありましたとおり、現地確認を行いました。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	私は事務局と一緒にまわれませんでしたので、当日午後に現地を見てまわりました。事務局と〇〇委員の説明どおりです。よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。

	議案第１４号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 １番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 ２番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第１５号「農地法第５条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の９ページをお願いします。 議案第１５号、農地法第５条の規定による許可申請書審議について。 農地法第５条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用目的は、仮資材置場です。 総会資料の２８ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、杉園公民館の南側、約２００ｍの場所になります。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地の周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の２９ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 給水は無く、排水は、雨水のみで自然透水となります。 総会資料の３０ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地の広がり約４．５ｈａです。 総会資料の３１ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり約１０ｈａ以上ないため、第２種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、借人は個人で林業を営んでおり、木材を当該土地に仮置きすること及び事業に必要な資材等を置く資材置場として利用するため、今回申請するものです。 代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

	●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を 5 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	10 日に〇〇推進委員と事務局で現地を見ましたが、埋め立てて木材置場にするということでした。問題は無いと思われます、よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 15 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 16 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 10 ページをお願いします。 議案第 16 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 3 年です。賃借料等は備考欄のとおりです。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 5 年です。賃借料等は備考欄のとおりです。 所有権移転の部 1 番、所有権設定地及び所有権移転者の住所・氏名は記載の

	とおりです。 耕作する作目は果樹で、売買価格は備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 16 号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 賃貸借権設定の部 2 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 17 号「芦北町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 12 ページをお願いします。 議案第 17 号、芦北町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について本会の議決を求めるものです。 申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。 農地の状況・周囲の状況ですが、森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。別紙 1 をご参照ください。これは、令和 5 年 4 月 1 日に農業委員会法が改正され、今まで努力義務となっていました指針について、策定が義務となりましたので、芦北町農業委員会においても策定をするものです。 内容につきましては、別紙 1 参照していただきたいと思います。この内容については、熊本県農業会議が示した指針案をたたき台として、芦北町の農地の状況等、2020 年の農林業センサスのデータを記載し、10 年間の芦北町の目標を設定しています。目標設定にあたっては、熊本県農業会議のヒアリングを受け、妥当なものであることを確認してもらっています。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 17 号について、質疑ありませんか。

	(質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第１７号について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、議案第１７号については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第１８号「令和５年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の１３ページをお願いします。 議案第１８号「令和５年度最適化活動の目標の設定等について」 令和５年度の農業委員会における最適化活動の目標及びその達成に向けた活動計画について、本会の議決を求めるものです。 これは、農業委員会等に関する法律第３７条に基づき、農業委員会の農地利用最適化の推進状況・活動計画を審議し、公表するものです。 それでは、別紙２「令和５年度最適化の目標等の設定等」により説明します。 これは、例年６月にその年度の最適化活動の目標を農業委員会総会で諮り、県に報告していましたが、今年度は４月中に策定を行い、総会で諮り、県に報告するよう依頼がありましたので、例年より早く議案として提出したものです。 内容につきましては、令和５年４月１日を基準日とし、２０２０年農林業センサスによる農業経営者や農地等のデータを基準に、最適化活動の日数や目標数値を設定したもので、昨年度と大きく変わる事項はありません。この目標値につきましても熊本県農業会議とヒアリングを受け、目標設定が適切なものであることを確認してもらっています。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からからの説明が終わりました。 議案第１８号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第１８号について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、議案第１８号については、原案のとおり決定しました。

	これで、本日の農業委員会総会を閉会します。
--	-----------------------